



公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

地方税法(昭和25年法律第226号)第373条第7項および第728条第7項の規定により準用する国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価格を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年11月13日

石川県中能登町長 宮 下 為

	記			
公売保証金の受付時間	令和7年 12月 4日(木) 午前10時30分から午前11時00分			
公売の 入札開始及び 日時 締切の日時	令和7年 12月 4日(木) - 午前 11時 00分から 午前 11時 20分まで			
公売財産の種類・性質	不動産(土地) 1筆 (建物)2棟			
公売財産の表示				
公 売 保 証 金	その他詳細は公売公告別紙1のとおり			
見 積 価 額				
公売の場所	中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 研修室			
公売の方法	国税徴収法第94条による、期日入札			
開札の日時	令和7年 12月 4日 (木) 午前 11時 21分			
開 札 の 場 所	中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 研修室			
売却決定の日時	令和7年 12月25日 (木) 午前 9時 00分			
売 却 決 定 の 場 所 中能登町役場税務課				
買受代金の納付期限	令和7年 12月25日 (木) 午後 3時 00分			
売却決定期日の延長	売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないこ の延長との調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時 及び買受代金の納付の期限が変更されます。			
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認が必要な場合があります。			
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。			
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。			
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内 容 の 申 し 出	公売財産上に質権、抵当権、先物特権、留置権、その他公売 財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する 者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、 その内容を中能登町役場税務課に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、中能登町役場税務課にあります。			
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者			
その他公売条件等	公告第26号別紙2のとおり			
公売時の必要書類				





別紙 1 公告26号

另月希比 1			公日20万	
売却区分番号	中公7-1		_	
見積価額	¥657, 000	公売保証金	¥70, 000	
土地 (不動産登記簿の表示による) 所在 石川県鹿島郡中能登町 能登部下六参 地番 18番13 地目 宅地 地積 359.43㎡		建物(不動産登記簿の表示による) 所在 石川県鹿島郡中能登町能登部下六参18番地13 家屋番号 18番13 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 152.29㎡ 2階 102.61㎡		
公法上の規制	・都市計画区域外 ・土砂災害警戒区域外			
接道状況	北西側に幅員約4mの町道R-190号線に接しています。			
地盤・地勢	北西側接面道路に対し、間口約18.50m(接面幅約18.50m)・奥行約19.00mの 概ね正方形の土地です。			
建物の状況	・築年月日 昭和62年8月31日新築(不動産登記簿の表示による) 経年程度の老朽化が認められる。 車庫部分の保守管理状態は良いとは言えず、シャッターが一部破損している。 玄関の鍵穴が埋められており鍵の交換が必要。			
使用状況等	建物は使用されていません。電気メーターも外されています。			
管理状況等	雑草、立木が繁茂しており、伐採を要します。			
住居表示等	石川県鹿島郡中能登町能登部下63部18番地13			
最寄駅等	鹿西駐在所口バス停 約200m 徒歩約3分 クスリのアオキ 鹿西店 約750m 徒歩約10分 中能登町立鹿西小学校 約900m 徒歩約11分 さくら保育園 約950m 徒歩約12分 中能登町役場 行政サービス庁舎 約1000m 徒歩約13分 西日本旅客鉄道 七尾線 能登部駅 約1200m 徒歩約15分			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。			
特記事項	1 上水道:有 、下水道:有 、ガス:プロパン			
注意事項	公売財産は現況有姿により行うものであるため、次の注意事項を十分ご理解の上、公売へ参加してください。 1 公売財産の面積等は公簿表示によるものです。 2 権利移転費用は買受人の負担となります。 3 不動産取得税、固定資産税は別途課税されます。 4 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿上を閲覧するほか、法令などの規制に関して関係部署に確認または実際に確認するなど、十分に調査を行った推りにで入ださい。 5 建物の建築可否については、関係は関する不適合があっても、中能登町は担保責任を負いません。 7 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。 8 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 9 中能登町は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合、すべて買受人の責任において行うこととなります。 10 公売財産内部には動産が存在しておりますので、撤去については所有者等と協議が必要になります。			





公売公告の「その他の事項」

1 最高価申込者の決定

(1)最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高価の価額である者に対して行います。

(2) 開札の結果、見積価額以上で最高価の価額の入札者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお、同額のときはくじで最高価申込者を決定します。追加入札は開札の日に開札に引き続き期日入札の方法により行います。

2 次順位買受申込者の決定

(1)地方税法第373条第7項および第728条第7項の規定により準用される国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から次順位により買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

(2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

3 追加入札の方法

追加入札は以下のとおり行います。

なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

また、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たなかった場合は、その事実があった後2年間は公売への参加が制限される場合があります。

(1)追加入札の日時

(2)追加入札の場所

(3)公売の方法

(4) 開札の日時

(5) 開札の場所

(6) 最高価申込者決定日時

(7)最高価申込者決定場所

(8) 売却決定の日時

(9) 売却決定の場所

(10) 買受代金の納付の期限

令和7年12月4日 (木) 午前11時30分から午前11時45分まで

中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 研修室

国税徴収法第94条による、期日入札

令和7年12月 4日 (木) 午前11時46分

中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 研修室

令和7年12月 4日 (木) 午前11時48分

中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 研修室

令和7年12月25日(木) 午前9時00分

中能登町役場 税務課

令和7年12月25日(木) 午後3時00分

4 公売時の必要書類等

【共通】

- ・入札される方の公的機関発行の証明書(運転免許証などの本人確認書類)
- ・ハンコ(シャチハタは不可)
- 公売保証金
- ・暴力団員等でない旨の陳述書または宅地建物取引業の許可証の写しもしくは債権管理 回収業の許可証の写し
- ・200円の収入印紙(営利目的で入札を行う場合)

【個人の場合】

・住民票抄本 (個人番号の記載がなく3ヵ月以内に取得したものに限る)

【法人の場合】

- 履歷事項全部証明書
- ・入札者(買受申込人)である法人の役員に関する事項

【入札を代理人がする場合】

- 委任状
- ・代理人の公的機関発行の証明書(運転免許証などの本人確認書類)
- ・代理人のハンコ (シャチハタは不可)

